

義援金（第2次配分）の申請受付について

別紙 1

1 第2次配分について

今回は人的被害の対象者（表の「1 人的被害」）への配分と第1次配分の対象者（表の「2 住家被害」）への住家被害の状況に応じた配分を行います。また、第1次配分の対象とならなかった被災者に対しても項目を追加（表の「3 住家以外の建物・物件被害等」、「4 その他の被害」、「5 公的支援の対象となり得るものの自費負担等」）して配分を行います。

原則、義援金を複数の区分で受け取ることはできません。

第1次配分の対象者（表の2）は原則として第2次配分で追加した項目（表の3、4）の義援金を受け取ることはできません。また、第2次配分で追加した項目に複数該当する方も、1つの項目しか受け取ることができません。ただし、表の「1 人的被害」、「5 公的支援の対象となり得るものの自費負担等」については、他の項目と重複して受け取ることができます。

2 対象者及び配分額

区分	配分対象		配分額（万円）			申請	
			1次	2次	合計		
1 人的被害	死亡者	災害弔慰金又は災害見舞金の支給対象者		500	500	不要	
	重傷者	災害見舞金の支給対象者（1か月以上の治療を要する方）		入院	100		100
通院			50	50			
2 住家被害	住家全壊	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・全壊」の世帯 ※大規模半壊又は半壊の持家を解体・撤去した場合を含む。	持家	10	500	510	不要（第1次配分の申請をされていない方は必要）
			借家	10	200	210	
	大規模半壊	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・大規模半壊」の世帯	持家	10	375	385	
			借家	10	150	160	
	半壊	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・半壊」の世帯	持家	10	250	260	
			借家	10	100	110	
	床上浸水	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・床上浸水」の世帯	10	50	60		
	一部破損	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・一部破損」の世帯※床下浸水（土砂流入）と同等の被害と個別に判断したものに限る。	10	25	35		
床下浸水（土砂流入）	り災者台帳の被災区分の認定が「住家・床下浸水（土砂流入）」の世帯及びこれと同等の被害と個別に判断したもの	10	10	20			
3 住家以外の建物・物件被害等	①店舗、事業所等の事業用建物に被害を受けた営業者（個人又は法人）に対する義援金 ②貸家・貸店舗等に被害を受けた所有者（個人又は法人）に対する義援金	①店舗、事業所等の事業用建物に床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた営業者（中小企業以外の企業） ②貸家・貸店舗等に床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた所有者（中小企業以外の企業）		10	10	必要	
			全壊	250	250		
	大規模半壊	187.5	187.5				
	半壊	125	125				
	床上浸水	25	25				
	一部破損、床下浸水（土砂流入）	10	10				
4 その他の被害	③農地、駐車場等の事業用地に被害を受けた営業者等（個人又は法人）に対する義援金	土砂流入の被害を受けた土地を農地や事業用地として使用していた者等（個人又は法人）		10	10	必要	
			全壊	250	250		
	④居住用の空き家に被害を受けた所有者に対する義援金	転勤等の事情で一時的に住所を異動し、不在であった空き家の所有者で、床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた者	大規模半壊	187.5	187.5		
			半壊	125	125		
			床上浸水	25	25		
一部破損 床下浸水（土砂流入）			10	10			
①周辺被害のため居住できなかった世帯に対する義援金	指定の区域内※において、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯 ※9月2日12時現在の避難勧告区域（安佐南区の八木、緑井地区の一部）	10	10				
②宅地への土砂流入により被害を受けた世帯に対する義援金	住家に被害はないが、住家及びその周辺で一体的に利用している土地に土砂が流入し、納屋、外構、車庫等に被害を受けた世帯（第1次配分の対象となっている世帯を除く。）	10	10				
③崩壊・流失した住家敷地を補修した者に対する義援金	住家に被害はないが、擁壁の崩壊等その敷地が損壊したため、その補修を行った者（第1次配分の対象となっている者を除く。）	25	25				
5 公的支援の対象となり得るものの自費負担等	①自力で仮住宅を確保している世帯に対する義援金	住家が被災し、自力で仮住宅を確保し家賃等を負担している世帯		30	30	必要	
			②自費で住家を解体・撤去した者に対する義援金	半壊以上※の被害を受けた住家を自費で解体・撤去した者 ※半壊の場合は、被災者生活再建支援法の被災世帯と認定されていることが必要	実費 （限額） 100		実費 （限額） 100

3 受付開始日・受付時間

開始日：平成26年11月17日（月）から

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 受付場所

区	受付場所	住所	電話番号
中区	中区役所区政調整課	中区国泰寺町一丁目4番21号	504-2543
東区	東区役所区政調整課	東区東蟹屋町9番38号	568-7703
南区	南区役所区政調整課	南区皆実町一丁目5番44号	250-8933
西区	西区役所区政調整課	西区福島町二丁目2番1号	532-0925

区	受付場所	住所	電話番号
安佐南区	被災者支援総合窓口	安佐南区古市一丁目33番14号	831-4925
安佐北区	被災者支援総合窓口	安佐北区可部四丁目13番13号	819-3903
安芸区	安芸区役所区政調整課	安芸区船越南三丁目4番36号	821-4903
佐伯区	佐伯区役所区政調整課	佐伯区海老園二丁目5番28号	943-9703

5 持参していただくもの

【申請手続に共通して必要となるもの】

- (7) 振込先の金融機関名、口座番号等が分かるもの（申請者名義のもの）
- (イ) 印鑑（法人の場合は、代表者印）
- (ウ) 自動車運転免許証・健康保険証など（申請者や代理申請者の本人確認ができるもの）

【その他の必要書類】

区分	申請書	添付書類																	
3 ①	店舗、事業所等の事業用建物に被害を受けた営業者（個人又は法人）に対する義援金（中小企業以外の企業）	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>り災状況を明らかにする書類</td> <td>り災証明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td rowspan="2">事業用建物であることを明らかにする書類</td> <td>自己所有</td> <td>確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>賃貸借契約書の写し</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>事業活動を行っていることを明らかにする書類</td> <td>被災事業所の写真（現況の写真で可） 直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）</td> </tr> </table>	ア	り災状況を明らかにする書類	り災証明書	イ	事業用建物であることを明らかにする書類	自己所有	確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し	賃借	賃貸借契約書の写し	ウ	事業活動を行っていることを明らかにする書類	被災事業所の写真（現況の写真で可） 直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）					
	ア	り災状況を明らかにする書類	り災証明書																
イ	事業用建物であることを明らかにする書類	自己所有	確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し																
		賃借	賃貸借契約書の写し																
ウ	事業活動を行っていることを明らかにする書類	被災事業所の写真（現況の写真で可） 直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）																	
店舗、事業所等の事業用建物に被害を受けた営業者（個人又は法人）に対する義援金（中小企業以外の企業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 1 	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>り災状況を明らかにする書類</td> <td>り災証明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td rowspan="2">事業用建物であることを明らかにする書類</td> <td>自己所有</td> <td>確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>賃貸借契約書の写し</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ウ</td> <td rowspan="3">事業活動を行っていることを明らかにする書類</td> <td>個人・法人共通</td> <td>被災事業所の写真（現況の写真で可）</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>直近の確定申告書の写し（ない場合は、請求書、許認可証等）</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）</td> </tr> </table>	ア	り災状況を明らかにする書類	り災証明書	イ	事業用建物であることを明らかにする書類	自己所有	確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し	賃借	賃貸借契約書の写し	ウ	事業活動を行っていることを明らかにする書類	個人・法人共通	被災事業所の写真（現況の写真で可）	個人	直近の確定申告書の写し（ない場合は、請求書、許認可証等）	法人	直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）
ア	り災状況を明らかにする書類	り災証明書																	
イ	事業用建物であることを明らかにする書類	自己所有	確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し																
		賃借	賃貸借契約書の写し																
ウ	事業活動を行っていることを明らかにする書類	個人・法人共通	被災事業所の写真（現況の写真で可）																
		個人	直近の確定申告書の写し（ない場合は、請求書、許認可証等）																
		法人	直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）																
3 ②	貸家・貸店舗等に被害を受けた所有者（個人又は法人）に対する義援金（中小企業以外の企業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 3 <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書 ・ 賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの ・ 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの） 																	
貸家・貸店舗等に被害を受けた所有者（個人又は法人）に対する義援金（中小企業以外の企業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書 ・ 賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの ・ 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）※法人の場合のみ 																	
3 ③	駐車場等の事業用地に被害を受けた営業者等（個人又は法人）に対する義援金	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>り災状況を明らかにする書類</td> <td>り災証明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td rowspan="2">事業用地であることを明らかにする書類</td> <td>自己所有</td> <td>確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>賃貸借契約書の写し</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ウ</td> <td rowspan="3">事業活動を行っていることを明らかにする書類</td> <td>個人・法人共通</td> <td>被災した事業用地の写真（現況の写真で可）</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>直近の確定申告書の写し（ない場合は、請求書、許認可証等）</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）</td> </tr> </table>	ア	り災状況を明らかにする書類	り災証明書	イ	事業用地であることを明らかにする書類	自己所有	確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し	賃借	賃貸借契約書の写し	ウ	事業活動を行っていることを明らかにする書類	個人・法人共通	被災した事業用地の写真（現況の写真で可）	個人	直近の確定申告書の写し（ない場合は、請求書、許認可証等）	法人	直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）
	ア	り災状況を明らかにする書類	り災証明書																
イ	事業用地であることを明らかにする書類	自己所有	確定申告、決算等で作成している固定資産台帳の写し																
		賃借	賃貸借契約書の写し																
ウ	事業活動を行っていることを明らかにする書類	個人・法人共通	被災した事業用地の写真（現況の写真で可）																
		個人	直近の確定申告書の写し（ない場合は、請求書、許認可証等）																
		法人	直近の決算書（写しも可）（ない場合は、請求書、許認可証等） 法人登記記載事項証明書（3か月以内のもの）（写しも可）																
農地に被害を受けた営業者等（個人又は法人）に対する義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等を確認できる書類等（ある場合のみ。写真・土砂撤去同意書・農業共済組合への共済金請求関係書類の写し等） ・ 平成25年以降農作物を出荷したことを証する書類（確定申告書・出荷伝票の写し等） ※耕作する出荷農家世帯等に係る申請に限る。 ・ 農地復旧に経費を要することが確認できる書類（業者の見積書・領収書の写し等） ※農地を貸し付ける農家世帯等に係る申請で、自ら復旧を行う場合に限る。 																	
3 ④	居住用の空き家に被害を受けた所有者に対する義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 3 <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書 ・ 一時的に空き家になっている事情が分かる書類（雇主の転勤証明書等）又はこれに代わるもの ※床上浸水以上の被害を受けた空き家に限る。 																	
4 ①	周辺被害のため居住できなかった世帯に対する義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 4 <ul style="list-style-type: none"> ・ （8月20日時点で居住されていた住所に住民登録されていない場合）居住実態申立書 																	
4 ②	宅地への土砂流入により被害を受けた世帯に対する義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 4 <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書 ・ （被災した住所に住民登録されていない場合）居住実態申立書 																	
4 ③	崩壊・流失した住家敷地を補修した者に対する義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（住家以外の建物・物件被害等に対する義援金） ・ 別添様式 4 <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書 ・ 崩壊・流失した住家敷地を補修したことが確認できる書類（業者の見積書・領収書の写し等） ・ （被災した住所に住民登録されていない場合）居住実態申立書 																	
5 ①	自力で仮住宅を確保している世帯に対する義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金申請書（第2次配分 自力仮住宅確保世帯用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸主との賃貸借契約書 ※写し可 ・ （第1次配分を未申請の場合）り災証明書 ・ （第1次配分申請を未申請で、かつ、被災した住所に住民登録されていない場合）居住実態申立書 																	
5 ②	自費で住家を解体・撤去した者に対する義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「住家に関する申告及び申請書」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体費用を支払ったことを証する書類（(7)又は(イ)のいずれか） ・ (7) 領収書の写し（住家の解体費用であること、解体業者及び申告者の氏名が明記されていること） ・ (イ) 銀行振込みの場合は、振り込んだことが分かる書類の写し及び請求書など住家の解体費用であることが分かる書類の写し ・ 現地写真（解体後の敷地が更地となっていることが分かるもの） 																	

6 郵送による受付

郵送される場合は、申請書（押印したもの）に「5 持参していただくもの【申請手続に共通して必要となるもの】」の(7)及び(ウ)のコピーを添付するとともに、「5 持参していただくもの【その他の必要書類】」に記載されている添付書類を添付してください。

義援金申請書は区役所区政調整課、市役所企画総務局総務課でお配りしています。また、広島市のホームページからダウンロードできます。

《郵送先》 〒730-8586 広島市役所企画総務局総務課 義援金係 ※ 郵便番号と宛先だけで届きます。

7 問い合わせ先

〒730-8586 広島市企画総務局総務課 義援金係
 電話：(082)504-2035、504-2792 FAX：(082)504-2169